

食品へのひこにゃん商標使用内規

彦根市役所企画課

(適用範囲)

第1条 食品へのひこにゃん商標の使用に関する取扱いについては、「ひこにゃん」の商標使用に関する要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この内規の定めるところによる。

(許可対象者)

第2条 食品へのひこにゃん商標使用許可対象者は、製造または販売に係る保健所の許可を受けており、彦根市内で1年以上居住（法人の場合は1年以上の所在実績）し、彦根市内で製造または販売しているものに限る。

(商品への表示義務)

第3条 許可をうけたものは、許可商品等に製造者または販売者の住所、氏名を明示すること。市内複数店舗の場合は、明示以外の製造または販売する店舗一覧を提出すること。

2 製造物責任における責任所在を明らかにする表示（別表1）を行い、アレルギー表示も表示すること。

(添付書類)

第4条 申請書には製造または販売に係る保健所の許可書（写）を添付しなければならない。

2 申請者の居住および製造または販売の実績を確認するため資料閲覧同意書（別表2）等の関係書類を求めることができる。

(取消し事由)

第5条 保健所の許可取消し、関係行政機関から処分を受けたとき、申請者が違法行為を行ったとき、使用品に有毒物質の混入その他、人の生命、健康に危険をきたす事情が発生したときは、許可の取り消しを行う。

付則

1 この内規は、平成21年3月19日から施行する。

2 当該内規施行以前の許可の手続および効力は従前の例による。ただし、内規施行後の許可の更新その他の申請についてはこの内規によることとする。

別表 1

「弊社は、彦根市の発展と井伊直弼と開国150年祭の趣旨に賛同して、ひこにゃんの商標を使用しております。商標権者の彦根市は、製造者ではなく、本商品につき、なんらの責任を負うものではありません。」

資料閲覧同意書

彦根市長 様

ひこにゃんの商標使用申請における申請内容の確認のため、申請者に
係る課税資料および住民基本台帳等の資料閲覧に関し同意します。

平成 年 月 日

申請者 氏 名

住 所

印

連絡先

食品にかかるひこにゃん商標

以下の事項を確認する。

- ① 通常のひこにゃん商標使用許可申請書の説明をする。
- ② 原則食品へのひこにゃん商標使用は禁止で、例外的に市内での製造または販売しており、一定条件を具備したもののみ使用許可となる旨を説明する。
- ③ 製造または販売が市内業者であるため、食品衛生法に基づく保健所への申請許可書（写）または届け（受付印の押したもの）の添付が必要。
- ④ 販売が市内業者の場合は、市内販売店舗が分かる表示が必要。
- ⑤ 1年以上の居住（法人は所在実績）の条件をクリアする必要があるため、税務課・市民課で資料を確認することの資料閲覧同意書（別表2）の提出が必要。（税申告は1年の実績を申告されるため、申告があれば製造、販売実績が確認できる）
- ⑤ 「弊社は、彦根市の発展と井伊直弼と開国150年祭の趣旨に賛同して、ひこにゃんの商標を使用しております。商標権者の彦根市は、製造者ではなく、本商品につき、なんらの責任を負うものではありません。」の表示（別表1）を義務付けることを説明する。
- ⑥ 市内で複数店舗での販売を行う場合は、販売店舗一覧表を提出してもらうことを説明する。

以上